

平成 29 年 4 月から長期優良住宅・低炭素建築物の 申請書等の提出窓口が変わります

これまで本庁（県土整備部住宅政策課及び建築指導課）で行っていた長期優良住宅・低炭素建築物に関する認定等の事務が、平成 29 年 4 月 1 日から各県民局・県民センターに移ります。これにあわせて、申請書等の提出・受取窓口も各県民局・県民センターとなります。

1 窓口が変更になる申請等

長期優良住宅 （長期優良住宅の普及の促進に関する法律）	低炭素建築物 （都市の低炭素化の促進に関する法律）
<ul style="list-style-type: none">認定申請（法第 5 条）変更認定申請（法第 8 条）譲受人決定による変更認定申請（法第 9 条）地位の承継の承認申請（法第 10 条）完了報告（法第 12 条）軽微な変更の報告（法第 12 条）認定の取りやめ（法第 14 条）申請の取下げ証明書の発行	<ul style="list-style-type: none">認定申請（法第 53 条）変更認定申請（法第 55 条）完了報告（法第 56 条）軽微な変更の報告（法第 56 条）名義変更の報告（法第 56 条）認定の取りやめ申請の取下げ証明書の発行

2 各県民局・県民センターの担当窓口

県民局・県民センター	所管区域
阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課 （宝塚市旭町 2-4-15）	猪名川町
東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課 （加古川市加古川町寺家町天神木 97-1）	稲美町、播磨町
北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課 （加東市社字西柿 1075-2）	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築第 1 課、第 2 課 （姫路市北条 1-98）	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町
但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第 1 課、第 2 課 （豊岡市幸町 7-11）	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課 （丹波市柏原町柏原 688）	篠山市、丹波市
淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課 （洲本市塩屋 2-4-5）	洲本市、南あわじ市、淡路市

<注意事項>

- 上記所管区域外の神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市は、これまでどおりそれぞれの市役所が窓口になります。
- 平成 29 年 3 月 31 日までに受け付けたものについては、本庁で処理しますので、受取も本庁にお越しください。

（問合せ先）

兵庫県 県土整備部 住宅建築局 住宅政策課 TEL：078-341-7711（内線 4639）